

令和5年度

台東区看護師修学資金等貸付金のご案内

台 東 区

台東区看護師修学資金等貸付金とは

台東区では、将来台東区内で看護業務に従事しようとする皆さんに、修学に必要な学費又は就業に伴う諸経費を貸付け、修学又は就業を支援するための制度を設けています。

本制度では、台東区内の保健医療施設又は福祉施設等において、修学資金は引き続き5年以上、就業準備金は引き続き3年以上看護業務に従事しようとする意思が確実にある方のみを対象として貸付けています。貸付制度となりますので、前述の条件を満たさない場合には貸付けた金額を返済していただくことになります。

卒業・免許取得後に、確実に台東区内の保健医療施設又は福祉施設等に就業し、上記の期間以上看護業務に従事することが可能か、申請をする前に十分ご検討ください。

貸付対象職種 …… 看護師・准看護師

雇用形態は常勤・非常勤を問いませんが、毎月128時間以上(1日8時間程度で週4日以上)看護業務に従事することが条件となります(1か月あたりの勤務時間が128時間を下回る場合は返済対象となります。この場合、勤務時間は月平均128時間ではなく、毎月128時間を超えていること)。

貸付の対象となる養成施設

文部科学大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は都道府県知事の指定した准看護師養成所で、保健師助産師看護師法に規定される対象職種の国家試験等の受験資格が直接得られる施設。

貸付の対象となる就業施設

保健医療施設

病院、診療所、保健所、老人保健施設、老人訪問看護ステーション、地域包括支援センター、健康増進施設、その他区長が特に認める施設

福祉施設

特別養護老人ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、身体障害者福祉センター、高齢者在宅サービスセンター等、その他区長が特に認める施設

貸付の種類・金額

| 種 類 | 内 容 | 限度額 ※1 | 貸付方法 | 申 請 期 間 |
|-------|--|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 修学資金 | 養成施設に入学を許可され、その施設へ入学するために必要な資金 入学金・施設費等 | 20万円 | 一括 | 令和5年 4月3日(月)から 4月14日(金)まで |
| | 養成施設に在学する方が、その施設において修学するために必要な資金(養成施設の正規の修学期間) 授業料・実習費等 | 看護師 月額5万円 准看護師 月額3万円 | 分割 (4月及び10月) ※2 | |
| 就業準備金 | 区内の医療・福祉施設等で看護業務に従事することが決定した方が、その施設に就業するために必要な資金 敷金・礼金・引越しに伴う費用 | 30万円 | 一括 | 就職決定日から就業開始後3ヶ月後以内 |

※1 貸付額は限度額以内で必要経費を貸付けます。利子は無利子です。

※2 ご新規の方の振込は5月以降になります。

貸付資格 …… 貸付にあたり審査を行います。その結果、貸付できない場合もございますのでご了承ください。

■申込者の資格 …… 次の要件をすべて満たす方

修学資金(入学準備金・修学金)

- ①入学準備金は養成施設への入学を許可されていること。修学金は養成施設に入学を許可又は在学していること。
- ②養成施設を卒業し貸付対象職種の免許取得後、
台東区内の医療・福祉施設等において引き続き5年以上看護業務に従事しようとする意思のあること。
- ③他機関から同種の資金の貸与・給付を受けていないこと(東京都看護師等修学資金貸与事業、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付、等との併用はできません)。
- ④各種手続きの際に区役所に来庁できること(半年に1回程度・区役所に来庁できる方)。
- ⑤東京近郊に居住していること。
- ⑥台東区外の医療・福祉施設等に転職・就職した場合、すぐに返済を開始できること。
- ⑦東京都台東区暴力団排除条例第8条の規定に該当しないこと。

就業準備金

- ①貸付対象職種の免許を取得又は登録中であること。
- ②台東区内の医療・福祉施設等において看護業務に従事することが決定し、引き続き3年以上従事しようとする意思のあること。
- ③今までにこの制度による貸付を受けていないこと。

※ 常勤の公務員として看護業務に従事する方、すでに区内で就業している方(就業後3ヶ月以内なら可)は貸付の対象外になります。

- ④東京都台東区暴力団排除条例第8条の規定に該当しないこと。

■連帯保証人の資格 …… 次の要件をすべて満たす方

- ①独立の生計を立てており、弁済をする資力を有すること(但し、生計を同一にする配偶者は不可)。
- ②修学資金等につき、現に他の者の連帯保証人になっていないこと。
- ③修学資金等の貸付けを受けていないこと。
- ④申請の際に、申請者と共に来庁することができる方、または、区役所と電話連絡が取れる方。

返 済

養成施設の正規の修学期間が終了したとき、もしくは養成施設を退学、区内の就業施設を修学資金借受者は5年以内に、就業準備金借受者は3年以内に退職した場合、貸付区分に応じて翌月から5年又は3年以内の均等返済(月賦・半年賦・一括払より選択)していただきます。また、手続きや書類届出を怠った場合にも返済義務が発生します。免除に該当しない場合は、必ず返済していただきます。返済期限までに返済がないときは違約金が生じるほか、返還金を滞納した場合には本人及び連帯保証人に対して督促、催告、強制執行等の法的措置を取ることがあります。

猶 予……次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返済を猶予します。

- ①養成施設の修学期間
- ②養成施設を卒業し貸付対象職種の免許取得後、区内の医療・福祉施設等において看護業務に従事している期間(修学資金借受者は5年間、就業準備金借受者は3年間)
- ③やむを得ない理由(進学・災害・病気・出産等、経済的理由は除外)により看護業務に従事できないとき

免 除

養成施設を卒業し貸付対象職種の免許取得後、区内の医療・福祉施設等において次の期間以上、看護業務に従事したときは返済を免除します。

修学資金(入学準備金・修学金)…引き続き5年以上看護業務に従事したとき。

就業準備金…引き続き3年以上看護業務に従事したとき。

申請手続 …… 次の書類に必要事項を記入、添付書類をそろえて提出してください。

修学資金(入学準備金・修学金)

①保健福祉修学資金等貸付申請書(第1号様式)

※連帯保証人の捺印には実印を使用し、発行されてから3か月以内の印鑑登録証明書を添えてください。

②誓約書(第2号様式)

③住民票 (世帯全員のもので、本籍・続柄の記載があり、発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ・申請者(18歳未満で保護者と別居し、住民登録を異にしている方は、保護者の住民票を添付)
- ・連帯保証人

④納税証明書又は課税証明書

- ・申請者:納税証明書又は非課税証明書
- ・連帯保証人:課税証明書(所得金額の記載があるものに限る)

⑤在学証明書又は入学許可証明書(入学許可証明書の場合は後日在学証明書を提出)

⑥入学準備金の場合は入学時に必要な経費が、修学金の場合は授業料等の費用が記載されているものの写(例 入学案内等)

⑦本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等の公的機関の発行した写真付きのもの)

*上記必要書類の他に関係書類の提出を求める場合があります(例 給与明細等)。

*消せるボールペンで記入された申請書は無効となります。

申請期間 …… 令和5年4月3日(月)～令和5年4月14日(金)

応募多数の場合は、書類審査のうえ貸付を行います。

予算の範囲内の貸与となりますので、御希望者全員に貸与できるとは限らないことを予め御了承願います。

就業準備金

①保健福祉修学資金等貸付申請書(第1号様式)

※連帯保証人の捺印には実印を使用し、発行されてから3か月以内の印鑑登録証明書を添えてください。

②誓約書(第2号様式)

③住民票(世帯全員のもので、本籍・続柄の記載があるもの)

- ・申請者(18歳未満で保護者と別居し、住民登録を異にしている方は、保護者の住民票を添付)
- ・連帯保証人

④納税証明書又は課税証明書

- ・申請者(納税証明書又は非課税証明書)
- ・連帯保証人(所得金額の記載があるものに限る)

⑤就業決定証明書又は就業証明書(様式は任意)

⑥免許証の写し

・免許を申請中のときは、申請中であることを証する書類(合格証書等)を添付し取得後速やかに区へ提出すること。

⑦転居・異動等にかかった費用が記載されているもの(領収書等)

⑧本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等の公的機関の発行した写真付きのもの)

【東京都看護師等修学資金貸与事業のご案内】

東京都では、看護師等を目指す方に修学資金の貸付を行なっています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

東京都 福祉保健局 医療政策部 医療人材課 看護担当 電話:03-5320-4444

【問合せ】台東区福祉部福祉課福祉振興係
台東区役所 3階 ⑤番窓口
開庁時間8:30～17:15
TEL 03(5246)1172